

## 報告 6

三次市高校生地域活動支援事業補助金交付要綱を制定する告示について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号）第 25 条第 3 項の規定により，三次市高校生地域活動支援事業補助金交付要綱を制定する告示について，別紙のとおり報告します。

令和 3 年 3 月 22 日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由